

2026 年度入学試験問題 出題趣旨（民法）

第 1 問

（1）は、法人の権利能力の範囲を問うものである。事例に即し、A が株式会社という當利法人であること等に着目し、民法 34 条を適切に解釈することが求められる。無効を主張できる者の範囲についても言及することが望ましい。

（2）は、消滅時効の要件の充足を問うものである。まず、時効期間が満了しているかどうかにつき、弁済期日として暦日が定められている場合における民法 166 条 1 項 1 号の適用のあり方に言及する必要がある。次に、後順位抵当権者が、民法 145 条に基づいて時効援用権を有するかどうかと、民法 423 条に基づいて時効援用権を代位行使することができるかどうかについて、適宜場合分けをし、検討することが求められる。

第 2 問

（1）は、賃借人が賃借している建物に自らの費用によって増改築を行った場合の法律関係を問うものである。増改築部分の所有権が誰に帰属するのかについて、付合の成否の判断基準等を明らかにして検討した上で、その結論をもとにして、賃借人が賃貸人に対して増改築の費用の償還を請求することができるかを、根拠条文を明らかにした上で、論ずることが求められる。

（2）は、遺産中の不動産から生ずる賃料債権の帰属と後にされた遺産分割の効力の関係を問うものである。最判平成 17 年 9 月 8 日民集 59 卷 7 号 1931 頁等も参考に、相続開始から遺産分割までの間に遺産中の不動産から生ずる賃料債権の帰属について、遺産とは何か、遺産分割の効力をどのように解するかなどを明らかにした上で、論ずることが求められる。